

令和6年3月15日

## 年度替わりにおける退職等の組合員資格に関する手続きについて（通知）

日ごろから、公立学校共済組合大阪支部の業務にご協力をいただき、ありがとうございます。

標記について、組合員の退職及び異動（種別変更含む）、並びに、資格取得が生じた場合に必要な手続きについて、下記の同封書類のとおりまとめましたのでお知らせします。内容をご確認のうえ、遺漏なきよう手続きをお願いいたします。

記

### 1、同封書類

同封しました各資料については下記2・3での案内に従って確認してください。

- ①「★年度替わりの手続きパターン」
- ②別添「被扶養者の手続き等について（質問票）」（様式）
- ③資料1 組合員の退職に関する手続き
- ④資料2 組合員の異動と種別変更に関する手続き
- ⑤資料3 組合員の資格取得手続き（資格取得に伴う被扶養者認定の手続き）

### 2、令和5年度末現在、公立学校共済組合大阪支部の組合員の方で退職・異動（種別変更含む）が生じる方

「★年度替わりの手続きパターン」を参照し、「退職側所属での手続き」欄で示されている手続き（資料1または資料2）を確認してください。

「★年度替わりの手続きパターン」のいずれにも当てはまらず、必要な手続きが不明な場合はお問い合わせください。

資料1内の任意継続組合員の手続きは退職日から20日以内に行う必要があります。

（注）令和6年3月31日付け退職の申出期間は、下記のとおりです。

令和6年3月31日（日）から令和6年4月19日（金）（郵送の場合のみ消印有効）（通送の場合必着）  
この申出期間を過ぎると加入できませんので、ご注意ください。

### 3、令和6年4月1日以降に新規採用や再就職等で公立学校共済組合の組合員となる方

資料3 組合員の資格取得手続き（資格取得に伴う被扶養者認定の手続き）を確認してください。

なお、令和5年度末まで公立学校共済組合大阪支部の組合員資格をお持ちであった方については、

「★年度替わりの手続きパターン」を参照し、「就職側所属での手続き」欄で示されている手続き（資料2または資料3）を確認してください。

「★年度替わりの手続きパターン」のいずれにも当てはまらず、必要な手続きが不明な場合はお問い合わせください。

#### 4、昨年の手続きからの変更点

- ・従前、新規に資格取得された本人の組合員証（保険証）の交付時に資格取得届書を提出していただきましたが、令和6年度より、任命権者から資格取得データの送付があった方については証交付後の資格取得届書の提出を原則廃止し、代わりに組合員証（保険証）と併せて送付する「登録内容確認通知書」の内容を確認していただく事務処理に整理しました。
- ・従前、資格が引き続き給与支給機関の異なる異動があったとき、異動後の所属所からの「組合員異動報告書」の提出の際に、旧の組合員証を返却していただき、引き換えに新たな本人・家族証を交付していただきましたが、令和6年度より、新所属所において新たな本人証が到着した後に、旧の組合員証を返却していただくよう事務処理をあらためました。

各資料内で◎印で示した様式は、共済所定の様式です。

共済所定の様式は、当支部のホームページからダウンロードしてご利用ください。

〇 公立学校共済組合大阪支部のHP <https://www.kouritu.or.jp/osaka/>

公立学校共済組合大阪支部 **検索** トップページ ➡ 手続きナビ : 様式集(諸用紙のダウンロード)

・資格担当の(様式):「組合員資格等関係の様式」

・年金担当の(様式):「長期給付関係(年金)の様式」

・医療担当の(様式):「短期給付(限度額・医療・休業給付・出産等)関係の様式」



各資料内の組合員証等とは、

「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」を指します。

【送付先及びお問い合わせ先】 公立学校共済組合大阪支部

〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目

・組合員資格取得又は退職(資格喪失)、被扶養者の認定・取消に関すること

資格担当: 06-6941-3164

・長期給付(年金加入期間等報告書の作成等)に関すること

年金担当: 06-6941-2864

・短期給付(療養費等)の請求に関すること

医療担当: 06-6941-2867

書類の提出にあたっては、窓口の混雑緩和の観点から、**郵送による書類提出**にご協力をお願いします。

また、例年、年度当初(4・5月)の異動等に係る繁忙期においては、問い合わせが殺到し、お電話での照会がつながりにくく、ご迷惑をお掛けしております。被扶養者の認定・取消に関するご質問については、**別添**「被扶養者の手続き等について(質問票)」をFAXでお送りいただければ、内容により書面または電話にて回答いたしますのでご利用ください。